

令和3年度 第1回長野県社会福祉審議会福祉サービス  
第三者評価推進専門分科会 議事録

日 時：令和3年11月26日（金）  
午後1時30分～午後3時15分  
場 所：長野県庁3階特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

（山崎地域福祉課長あいさつ）

3 会議事項

(1) 令和2年度事業報告等について（資料1）

（大林福祉監査幹）

それでは、次に3の「会議事項」に入らせていただきます。議長につきましては、分科会運営要領第5の規定によりまして、分科会長が務めることとされておりますので、以後の進行につきましては、中島分科会長様にお願いいたします。なお、本日の会議は原則として公開とさせていただいておりますので御了解願います。それでは、中島分科会長さん、よろしくお願いたします。

（中島分科会長）

それでは、これより私が議事進行いたします。スムーズな進行ができますよう、皆様の御協力をお願い申し上げます。最初に会議事項(1)「令和2年度事業報告等について」事務局から説明願います。

（事務局 資料1説明）

（中島分科会長）

ただいまの説明について御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

（意見なし）

（中島分科会長）

一点確認ですが、資料1の「2.普及啓発活動」の一番下の補助率のかさ上げ要件として第三者評価の受審が選択可能とされているという部分ですが、これは以前から県として実施しているもので、制度の周知もされていたけれども、この分科会で報告するのは初めてということでしょうか。

（事務局）

その通りです。

(中島分科会長)

分かりました。資料1-1の都道府県別の受審件数ですが、新型コロナウイルスの影響で受審件数は減っていると思いましたが、東京都は3,572件と昨年度と同じ件数を維持しています。このあたりの事情について、岡田委員さんお分かりになりますでしょうか。

(岡田副分科会長)

私は東京都の評価機関に所属していますが、東京都ではオンラインでの訪問調査の実施も認められており、感染防止対策をとりながら受審を継続するという方針であったことが影響していると思います。一方で、評価調査者からすると一度も事業所を訪問しないで評価結果を出すというのは非常に至難の技でした。

いずれにしても評価を受審したいという事業所が、新型コロナウイルスの影響があっても受審できるような判断をしたというのが、東京都の場合は大きかったのではないかと思います。他県においても受審件数が極端に下がってないところは、同じような措置を取ったのではないかと思います。

(中島分科会長)

ありがとうございます。現地に足を運ばないのは、それはそれで大きな課題かとは思いますが、仕方がないところですね。このコロナ禍の中で、なんとか実施できる方法を模索して実施したということですね。

また、先ほど報告にありましたけれども7月に評価機関と県で意見交換を実施してもらったのは、前回の分科会の時に実施した方が良いのではないかということでしたので、非常に良かったかなと思います。

資料1-4「アンケートの集計結果」については、委員の皆様から何か意見等ございますか。それでは、「Ⅱ. 第三者評価の実施結果」について、「7. 主な意見」で「結果が郵送されてきて説明はなかった。」という御意見がありました。評価結果の報告方法というのはそれぞれの事業者任されているのですか。

(事務局)

評価結果については報告が必要です。

(中島分科会長)

評価調査者から報告が必要ということですね。

(事務局)

そうです。郵送だけでなく説明が必要となります。

(中島分科会長)

そうすると、この評価機関は実施しなかったということですね。

(事務局)

はい。

(中島分科会長)

他に御意見等ございますか。それでは、西村委員さんお願いします。

(西村委員)

質問ですが、資料1-4のアンケート集計結果ではおおむね満足された方が多いということで、訪問調査での評価調査者の態度などについても今回のアンケートではあまり悪い意見はなかったようですが、昨年度に課題となっていた評価機関の調査員の方々も、令和2年度に評価を実施されたのでしょうか。

(事務局)

このアンケートの回答の中には、昨年度の分科会で苦情があった旨の報告をした評価機関は含まれておりません。改善がされたかどうかは、今後確認が必要という状況に変わりないです。

(中島分科会長)

そのほかご意見等いかがでしょうか。資料1-4の「IV. 第三者評価全体について」の問3で「妥当ではなかった」という回答がありますが、その内容については次ページに記載されているということですね。

(事務局)

細かい内容が次ページに出てまいります。

(中島分科会長)

労力に対して評価の格が低い、三ツ星など利用者が分かりやすい事業者評価にして欲しいという意見ですね。

(事務局)

そうですね、なかなか難しいところですよ。

(中島分科会長)

すぐに改善できるということではなさそうですね。昨年度は、例年より受審件数が少なかったのでアンケートの精度もいま一つだったというのはあるかもしれません。

それでは、御意見、御質問等がないようであれば次の会議事項に進みますが、よろしいでしょうか。それでは、会議事項(1)はこれで終了といたします。

(2) 福祉サービス第三者評価事業の最近の動向と今後の対応について(資料2)

(中島分科会長)

次に、会議事項(2) 福祉サービス第三者評価事業の最近の動向と今後の対応について事

務局から説明をお願いします。

(事務局 資料2説明)

(中島分科会長)

ただいまの説明について御意見等ありますでしょうか。

(意見なし)

それでは、会議事項の(2)はこれにて終了します。

(3) 受審目標の設定について(資料3)

(中島分科会長)

次に、会議事項(3) 受審目標の設定について事務局から説明をお願いします。

(事務局 資料3説明)

(中島分科会長)

先ほどの説明について御意見等をお聞きする前に資料3-1の(2) 目標案の下の※印のところについて確認ですが、サービス種別「こども」の受審目標については今後検討を行うということですか。

(事務局)

はい。「こども」の件数も含めて受審目標を設定します。

(中島分科会長)

「こども」も含めるということですね。

(事務局)

はい。

(中島分科会長)

資料3-1の目標値には「こども」の件数は含んでないということですか。

(事務局)

はい。含まない数値です。保育所の受審が多いため、「こども」を含むと累計目標は約200件弱になります。

(中島分科会長)

そうすると本日の分科会で議論した後、次回の分科会で「こども」を含んだ目標案が示される予定ということですね。

また、評価機関からの意見にも出ておりますが、新型コロナの感染拡大以前の実績を踏ま

えればもう少し件数も増えたかと思しますので、新型コロナの影響が顕著であった令和2年度の実績をどう捉えるのか、また、過去の実績を基にするというのは良いと思いますが、その上でどのように目標値を設定していくのか、例えば3年間の累計目標とするか、単年度目標で設定していくのかという問題があります。単年度で目標を設定することも評価機関の意見では年度ごと少しずつ目標値を引き上げて欲しいという意見も出ておりました。また、目標値の引き上げについて、今回の目標案では1割増という案が出されていますが、そのあたりの妥当性もどのように考えていくのかだと思います。

この議題については委員お一人お一人に御意見を伺いたいと思います。私の方から指名してよいでしょうか。それでは、小宮山委員さんお願いします。

(小宮山委員)

年間の件数でいうと、例えば東京都は令和2年度に3,500件くらいとなっていますが、それは評価機関の数もたくさんあって、評価を受審される事業者も多いためだと思います。長野県の場合、評価機関の数は限られていますので、保育所を含めると目標件数は200件くらいというお話もありましたが、それは評価機関が実施可能な件数についても見込まれた上で設定されたものでしょうか。

(中島分科会長)

評価機関のキャパシティを踏まえているかという御質問ですかね。

(小宮山委員)

例えば、県内の事業所全てが受審しますととっても、現在の評価機関数で全て実施可能ということではないですよ。

(中島分科会長)

そう思います。

(小宮山委員)

新しく放課後児童クラブも評価対象になるということで、4つの評価機関で最大どのくらいの件数を実施可能なのかという見込みも含めて数値目標を立てていく必要があるのではないかと思います。

(中島分科会長)

令和元年度を見ると4評価機関で74件ですので、70~80件くらいまで実施できる余力は十分あると思われます。しなの福祉教育総研は所属する評価調査者も多いため、もう少しキャパシティがあると聞いたことがあります。年間ですとどのくらい実施できますでしょうか。

(事務局)

そうですね。一人の調査者の方が年間で平均して2、3件くらい実施可能と考え、現在の評価調査者は50名ほどいますので、おおよそ年間200件ということですが、ただし、

評価調査者の方も本業としてやっている方だけではないということと、評価機関としても報告書を作成できるキャパシティに限りがありますので、評価調査者や評価機関ごとに実施可能な件数は異なると思われます。またそのあたりは改めて確認が必要になってくるかと思えます。

(小宮山委員)

そうすると、この令和4年から令和6年の3年間で累計62件という数字が極端に低いという数字ではなさそうですね。

(中島分科会長)

そうですね。評価機関の方にも余力はあるのではないかと思います。

(小宮山委員)

この評価機関からの御意見にあるようなもう少し多めの目標が良いのか、このぐらいの現実的な目標値とした方がよいのか、自分としてはこのぐらいの目標値で良いのではないかと思います。

(中島分科会長)

資料3-1に出ている中には、「こども」の目標値が含まれていませんが、資料1-2によると、保育所の受審件数は令和元年度が43件、平成30年度が52件となっています。令和2年度は新型コロナウイルスの影響で10件となっていますが、これを合わせても3年間で累計105件の評価を実施していて、新型コロナ感染拡大前までは年間40~50件くらい実施しているので、その受審件数がこの目標値に上乗せされることになると思われます。

(小宮山委員)

そうですね。

(中島分科会長)

小宮山委員さんは今の御意見でよろしいですか。

(小宮山委員)

はい。

(中島分科会長)

小宮山委員さんからは、各評価機関のキャパシティも踏まえて目標値を設定して欲しいという御意見がありました。それでは、西村委員さんお願いできますか。

(西村委員)

私は目標値としてはとても現実的な数値であると思いました。ただし、先ほどの小宮山委員さんのお話にもありましたが、しなの福祉教育総研さんからもう少し受審件数が増えても対応できるという話を私も聞いたことがありますので、目標値としてはもう少し増やし

てもよいかもしれません。あとは東京都のようにオンラインで実施するなどの工夫ができれば、新型コロナの影響があってももう少し実施できるのではないかと思います。

特に、障がい福祉の分野では新規事業者がととも増えている、乱立しているような状況の中で、やはりサービスの質というかコンプライアンスも含めて心配な事業者も多いです。もう少し受審目標を高め設定して、このような事業者第三者評価を受審してもらいサービスの質の向上に繋がれば良いのではないかと思います。以上です。

(中島分科会長)

ありがとうございます。今の御意見だとオンラインによる訪問調査も取り入れてみたらどうかという御意見だと思いますが、この点については県の方で何か答えられますでしょうか。

(事務局)

そうですね。昨年度の分科会でも検討させていただいたのですが、オンラインによる訪問調査の実施については、岡田先生も先ほどおっしゃられたように、なかなか画面越しの映像と書類の確認だけでは、深く理解して評価をするのが難しいのではないかと思います。量より質を重視するという観点から、オンラインによる訪問調査での評価実施は見送るという検討結果となりました。

(中島分科会長)

では、岡田委員さんにオンラインによる訪問調査を実施する際の長所・短所について後ほど御助言を伺えればと思います。それから先ほどの西村委員さんの御意見でいうと、令和2年度のように新型コロナの影響による受審件数の減少が見込まれるかどうか、令和4年度以降の新型コロナの感染状況の見通しが不透明なので見込みが難しいと思います。現在はワクチンがあって、今後は飲み薬も使用できるようになれば、もう少し影響が少なくなると思います。そうするともう少し目標値を上げてもいいのかなと感じています。

それでは、町田委員さん初めての参加ということで、分かりづらくもかもしれませんが御意見をいただきたいと思います。

(町田委員)

皆さんの御意見を伺っておりまして、やはり、特に私どものような子ども相手のところは、まだまだ新型コロナウイルスへの感染を大変心配している状況ですので、あまりに高い目標値を設定いただいても実際に対応するのは難しいのではないかと感じております。よろしく願いいたします。

(中島分科会長)

ありがとうございます。それでは、岡田委員さんお願いします。

(岡田分科副会長)

最初に御質問いただいたオンラインによる訪問調査を通しての評価についてですが、メリットはもちろん感染防止につながるということと、あとは、IT化が進んでいる事業所さ

んにとっては、資料の準備という部分で、PDF データで提出できるので、コピー代などの事務費用の負担が少なく済むという点がオンラインで実施するメリットにはなるかと思えます。

デメリットはやはり現場に足を運ぶことができないという点で、共通評価基準の運営に関する部分はオンラインでも確認しやすいですが、支援現場を確認するのが非常に難しいというデメリットがあります。ある事業所さんではWifi がつながる事業所内でパソコンをずっと持って歩いてもらって、支援現場を見せていただくということもありました。また、場面観察についても守秘義務をしっかりと承諾いただいた上で、一定期間録画していただいて動画を評価機関の方で確認をさせてもらっています。それから、聞き取り調査のある「障がい」や「高齢者」の分野では、オンライン面談のようにウェブ上で聞き取り調査を行っていますが、やはり限られた方法ですので実際に聞き取り調査をするよりも御協力いただける人数は少なくなってしまう。

そういうような状況ですが、結論からいうとメリット、デメリットはありますけれども、ウィズコロナといわれる中で、この第三者評価の制度を止めないってということも考えるとオンラインで実施しても良いのではないかというのは経験から感じるところです。

あとは、数値目標を3年間の目標値とするのは良いと思いますが、1年目、2年目、3年目毎の達成状況を確認する必要があるので、いずれにせよ年度毎の目標を明確に示した方が良いのかなと思います。先ほど、西村委員からも話がありましたが、東京都では障がい分野で共同生活援助（グループホーム）と短期入所の事業者については第三者評価の受審が義務づけられています。義務化された理由としては、社会福祉法人以外の民間事業者の新規参入も増えている中で、どうしても権利侵害に当たるような状況が報告されることもあり、やはりそのような状況を重く見て3年に1回の受審が義務づけられたという経過もあり、共同生活援助（グループホーム）の受審件数は増えています。今後も外部からの目が入ることが直接的な権利擁護に繋がるのか、どのくらい第三者評価制度が機能するかについては、まだ検証の余地があると思いますが、いずれにしても外部の目が入って運営あるいは支援の質を維持あるいは向上させていくということは障がい分野の特に在宅系のところについては必要になるかと思えます。

あとは、後ほど説明があると思われませんが、放課後児童クラブの第三者評価の受審に対する補助が予算化されたというのは非常に大きいことですので、そのあたりも加味していただければと思います。受審費用も予算化されて財源が確保されている点を踏まえて令和4年から6年の目標を設定いただいた方が良いと思います。総合的に考えると、先ほどの評価機関のキャパシティという点も含めてもっと高く設定しても良いのかなと思います。

あとは、目標値について過去の件数を参考にしていくかと思いますが、県内の事業所の何パーセントぐらいを目標にするみたいにするとう事業者も分かりやすいかと思えますので、事業者の皆さんが納得できるような数値目標を御検討いただければと思います。以上です。

（中島分科会長）

ありがとうございます。それでは、県の方から今までの委員の皆さんの御意見を踏まえてお願いいたします。



(事務局)

まず、オンライン調査に関しては、新型コロナの影響が続くことが見込まれますので、改めて何かできる方法がないか検討させていただきたいと思います。また、数値目標に関しては、放課後児童クラブも評価対象になりましたので、その点も考慮して検討していきたいと考えています。

(中島分科会長)

委員の皆さんの御意見を踏まえると、目標値はもう少し増やした方が良いのではないかとのことですよね。また、単年度での目標があった方が良いのかなとも思います。それと、最初に評価機関のキャパシティも踏まえた目標値としてはどうかという御意見もいただいています。これらの御意見を踏まえて次回の分科会で目標値を提案していただければと思います。委員の皆さんよろしいでしょうか。それでは、会議項目の(3)については以上で終了いたします。

(4) 評価基準の策定(放課後児童クラブ)について(資料4)

(中島分科会長)

それでは次に、会議事項(4) 評価基準の策定(放課後児童クラブ)について事務局から説明をお願いします。

(事務局 資料4説明)

(中島分科会長)

ただいまの説明について御質問、御意見いかがでしょうか。放課後児童クラブは「こども」の分野ということで、町田委員さん、ちょっと分野違いだとは思いますが、今の説明を受けて、質問でも構いませんので、何か御発言いただければと思います。

(町田委員)

いろいろと勉強不足で申し訳ありませんが、初めてのことが多くて、県の内情など今勉強させていただいているというところです。今後は、御意見がお話しできるようにしたいと考えております。

(中島分科会長)

いえいえ、無理な注文をしてしまい申し訳ありません。他の委員の皆さんはいかがでしょう。内容評価項目は83項目ありますが、やはり全部押さえてもらわないと困るので、項目を減らすのは難しいと思っています。そのあたり国が示していることについては、適切に取り組んでいるかどうか調査していただきたいですね。

それと、県の独自の基準が三つほど追加されていましたが、これについてはいかがでしょうか。それぞれ追加の理由は納得できると思います。保育所についても食育について県独自の項目が追加されていましたよね。

(事務局)

はい、その通りです。

(中島分科会長)

それと、私の方から表記の問題で一つ気になる点があります。

資料4-2の共通評価項目1-3の「事業計画の策定」の【判断基準】のb)の「十分ではない」の前のところで、「経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していません」とありますが、「策定していません」ではなく「策定しておらず」ではないかと思えます。国がこのように示しているということであれば、これでも良いかもしれませんが、我々の世代からすると国語的に間違いではないかと気になりました。このようなところも検討してもらえればと思います。

そのほか、皆さんいかがでしょうか。小宮山委員さんから何かございますか。

(小宮山委員)

基準に関してはまだ、しっかり読み込んでいないところではありますが、実は私の妻が児童館の始まった頃から24、5年勤めています。設立当初に児童センターや児童館という名称で放課後に子どもを預かっていた頃は、大体1日5時間ぐらい、1時か2時ぐらいから夜の7時ぐらいまでが勤務時間で週5日間出ても20時間ぐらいということで被用者保険にも入れないという待遇面では厳しいところもありましたが、割と子どもが好きで人などが中心に働いていました。それが、最近は、子供が好きということだけでは働いてくれる人がいなくて、ハローワークで求人をして、資格の有無にかかわらず、とにかく手を挙げてくれた人に勤めてもらっているという状況と聞いています。

そのような状況の中で、発達系の支援を必要とする子どもたちも増えており、仕事の中身は専門性を求められています。教員や保育士の資格を持っていたり、前歴でそのような仕事をされていた方は、ほぼ皆無という状況の中で、このように厳格に施設運営を一方では求められるという状況が果たして今勤めている人たちに納得してもらえるのかという懸念があります。一部の本当に子供が好きだという人たちはより専門性を高めて、体制をきちんとしていきたいと思うような人もいらっしゃることは事実だと思いますが、そうでない人たちもいるので、そのあたりは心配だなと感じました。

自分の仕事でいえば、放課後デイサービスも同じような感じで、なかなか常勤の職員をきちんと雇って体制を整えていくということができていません。学校が終わった後に障がいのある子どもたちが集まってくる場所ですが、他の仕事と掛け持ちでやってもらうとか、ヘルパーさんにその時間だけ来てもらうような、不安定な業種ですので、放課後デイサービスと放課後児童クラブは職員さんの立場で考えると似ているなという印象を受けました。ですので、そのような問題の解決も図りながら、このような評価制度も導入していくということにならないと、実効性としてはどうかという印象を持ちました。以上です。

(中島分科会長)

ありがとうございます。今の御意見は評価だけではなく、現場の支援もしっかりやらないといけないのではないかという御意見ですが、福祉職場の多くが待遇はよくないので、人手不足の状況の中で運営されています。一方で、運営の基準はどんどん高くなり、求められる

ものも多くなっている状況です。このアンバランスをどうするかという問題があります。今の小宮山委員さんの御意見だと、現場の方にも意見を聞いた方が良いというようなことになりますか。

(小宮山委員)

事業所が自分の事業所の評価を高めるために受審を受けるという仕組みなので、評価をしても良いかというのは聞くことでもないので、現場で働いている職員さんにしてみたら、こんなことまでやらなきゃいけないのかという思いにならないければ良いなと感じています。

(中島分科会長)

はい。

(小宮山委員)

全ての分野にいえることですが、このような評価をきちんと受けることによって、あなたたちの働いている職場がこのように変わるんだとか、このような利点があるんだよということが、きちんと示せれば良いのですが。

(中島分科会長)

先ほどの小宮山委員さんの御意見について、岡田委員さんから何か情報提供していただけることはありますか。

(岡田分科副会長)

今回の国の基準作りに私も直接関わりましたので意見としてお伝えさせていただきます。共通評価基準については、例えば、管理者の責任とリーダーシップという項目がありますが、放課後児童クラブでは管理者自体が非常勤となっている場合があります。そうすると誰が運営について責任を持つのかというと、運営主体である民間の法人本部の常勤職員の方という話になります。そのあたりを知った上で、この基準をそのまま当てはめて評価すると、非常に苦しいやり取りが展開されると思います。

そもそもなぜ予算までかけてこの評価基準を作成したのかというと、放課後児童クラブは、本来は従うべき基準の中では放課後児童支援員の配置が求められていますが、人の確保ができないということで、実際には参酌基準になっているという現状があります。先ほども保育士等の資格を持つ方がいないというお話ありましたが、そういう専門性を担保した方が配置できない中で、社会に必要な事業所として放課後児童クラブが存在しています。その中でどのように方向性を見据えていくのかということ考えたときに、現状を発信していくということも必要となってくるということで、この評価基準が出来上がったという経緯もあります。

ただし、事業所の方々にそのあたりを知ってもらうのも確かに必要ですけど、どちらかというとやはり評価調査者がこの評価基準を使いこなせるようにしなければならないと思います。そこのレクチャーを誤ってしまうと事業者の負担ばかり増えて、他に何も得られないということになってしまいますので、長野県の評価調査者の皆さんには十分理解した上で

評価活動をして欲しいと思います。以上です。

(中島分科会長)

ありがとうございます。そうすると、評価機関、評価調査者の皆さんに評価の趣旨や各評価項目の意図についても理解してもらった上で評価しなければならないという御指摘ですよね。そこは、新たな評価基準について、評価調査者向けの研修もあるのでしょうか。

(事務局)

そうですね。毎年実施している研修会において岡田先生に講師として来ていただいて、基準等が改定された場合は研修内容として取り上げていただいておりますが、研修会の開催は例年ですと年度の中盤くらいですので、開催の時期も検討していきたいと思います。

(中島分科会長)

タイミングがずれないようにぜひ対応いただければと思います。

それから、質問ですが、県内にはいくつの放課後児童クラブはありますか。

(事務局)

344クラブございます。

(中島分科会長)

かなりたくさんありますね。ニーズはそれなりに高いし、ある意味ほかの施設から比べると基準は作りやすい方なのかなと思います。委員の皆さんのお話を聞くと、懸念というか課題がいくつかあるように思いますが、その点も踏まえての対応をお願いしたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。この放課後児童クラブの評価基準についてはよろしいでしょうか。それでは、会議事項(4)については以上といたします。

(5) その他

(中島分科会長)

会議事項(5)その他について全体を通して何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

(意見なし)

御意見等ないようであれば会議事項はこれで終了いたします。皆様の御協力によりスムーズに議事を進行することができました。それでは、以降の進行は事務局をお願いいたします。

(大林福祉監査幹)

中島分科会長様、議事進行ありがとうございました。次回の開催につきましては、来年の2～3月頃を予定しております。詳細につきましては改めて御通知を差し上げたいと思います。以上をもちまして、令和3年度第1回長野県社会福祉審議会福祉サービス第三者評価推進専門分科会を閉会いたします。